

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成29年度清須市放置自動車廃物判定審査会
開 催 日 時	平成30年1月31日（水曜日）午前10時から
開 催 場 所	清須市役所北館 3階研修室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ 副市長あいさつ 2. 委員紹介 3. 会長の選出について 清須市放置自動車廃物判定審査会について（資料1） 4. 協議事項 (1) 清須市放置自動車の対応について（資料2） (2) 廃物か否かの判定について（資料3） (3) その他
会 議 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議次第 2 構成員名簿 3 審査会配席図 4 清須市放置自動車廃物判定審査会について（資料1） 5 清須市放置自動車の対応について（資料2） 6 廃物か否かの判定について（資料3） [非公開] 7 放置自動車調査票・写真 [非公開] 8 清須市廃物判定基準審査表
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	0人
出 席 委 員	葛谷会長、瀬見井職務代理者、堀野委員、浅野委員、丹羽委員
欠 席 委 員	岩田委員
出 席 者 (市)	鷲見委員、加藤委員
事 務 局	<総務部防災行政課> 後藤課長、舟橋副主幹兼防災防犯係長、高萩主事
会議の経過	
<p>●事務局</p> <p>それでは定刻になりましたので、ただ今から「平成29年度清須市放置自動車廃物判定審査会」を開催いたします。本日進行をつとめさせていただきます防災行政課の舟橋と申します。よろしくお願いいたします。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告をさせていただきます。本日の会議は、委員の半数以上の方が出席されております。従いまして、「清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則」第14</p>	

条第2項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本会議は、「清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により、公開会議となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、本日もご出席の皆様方におきましては、「清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第20条第3項の規定に基づき、市長より本審査会委員に委嘱させていただいております。委員の任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年となっておりますが、任期中において人事異動等により委員の変更があった場合には、前任者の残任期間を任期としております。なお、委嘱状につきましては、市長より交付させていただくのが本来でございますが、時間の都合上、皆様方の机の上に、本日の資料と一緒に配布させていただきましたのでよろしくお願いをいたします。

次に本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

資料は以上となりますが、落丁等はありませんでしょうか。

それでは、次第に沿って審査会を進めてまいります。

まず始めに、葛谷副市長よりごあいさつ申し上げます。

(副市長あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。次第の2にございます委員の皆様のご紹介につきましては、机上配布の名簿に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、次第の3にございます会長の選出にまいります。資料1の2ページ目をご覧ください。「清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則」第12条第1項に、「清須市放置自動車廃棄物判定審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」と規定されておりますので、これより会長の選出をお願いしたいと思います。どなたかご推挙はございますか。

●浅野委員

はい、副市長の葛谷委員をお願いしたいと思うのですが、よろしくお願い致します。

●事務局

ありがとうございます。ただ今葛谷委員を会長にとのご推挙がございました。葛谷委員を会長へ選出することにご異議がなければ拍手をお願いします。

(拍手)

ありがとうございました。それでは葛谷委員に会長をお願いしたいと思います。また、同施行規則第14条第1項の規定により、会長に議長を務めていただく事になっておりますので、会長席にご移動いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(葛谷会長移動)

議事に入る前にもう1点ですが、同施行規則第12条第3項の規定により、あらかじめ会長が職務代理者を指名することとなっております。会長よりご指名をお願いいたします。

●葛谷会長

はい、それでは僭越ではございますが、指名させていただきます。瀬見井委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

会長の職務代理者は瀬見井委員ということで、よろしくお願いいたします。では、瀬見井委員におかれましても、会長席隣の職務代理者席へ移動をお願いします。

(瀬見井職務代理者移動)

ありがとうございました、それでは、ここからは葛谷会長に議事進行をお願いいたします。

●葛谷会長

はい。それでは皆様方のご協力により、議事を進行して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。では次第4の協議事項に入らせていただきます。議事1「清須市放置自動車の対応について」を事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

(清須市放置自動車の対応について(資料2)の説明)

●葛谷会長

はい、ただ今事務局より説明をさせていただきましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。ではご意見ご質問はないようですので、「清須市放置自動車の対応について」は以上で説明を終わりたいと思います。

では次に、議事2の「廃物か否かの判定について」にまいります。資料3の調査票、写真等、審査表等を用いて協議を進行して参りますのでよろしくお願いいたします。

まず、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

(整理番号1ダイハツムーヴの放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明)

●葛谷会長

ご覧いただいたように、整理番号1は、判定基準点としては123点となっております。今事務局から説明がありましたとおり、判定基準は100点以上(※自動二輪車は70点以上、その他車両は100点以上。)の物を廃物と見なすということで、この整理番号1について、廃物と判定してよろしいでしょうか。

●各委員

異議なし。

●葛谷会長

ありがとうございました。それでは整理番号1については廃物とすることと決定いたしました。審査表の(案)を消していただきますようお願いいたします。

それでは、次に整理番号2について、事務局より説明してください。

●事務局

(整理番号2ダイハツ ムーヴの放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明)

●葛谷会長

整理番号2につきましても判定基準点は100点を上回る143点となっております。整理番号2についても廃物と判定してよろしいでしょうか。

●各委員

異議なし。

●葛谷会長

ありがとうございます。それでは整理番号2についても廃物とすることに決定しました。審査表の(案)を消していただきますようお願いいたします。

では次に、整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

(整理番号3ダイハツ テリオスキッドの放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明)

●葛谷会長

整理番号3につきましても判定基準点は143点となっております。整理番号3についても廃物と判定してよろしいでしょうか。

●各委員

異議なし。

●葛谷会長

はい、ありがとうございます。それでは整理番号3についても廃物とすることに決定いたしました。審査表の(案)を消していただきますようお願い申し上げます。

それでは整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

●事務局

(整理番号4ニッサン ブルーバードの放置場所、車両の状況、通報から保管に至るまでの経緯等について説明)

●葛谷会長

整理番号4は判定基準点が173点です。これまでよりも高得点となっております。判定基準は100点以上でございますので、廃物と判定してよろしいでしょうか。

●各委員

異議なし。

●葛谷会長

はい、ありがとうございます。それでは整理番号4についても、廃物とすることに決定しました。審査表の(案)を消していただきますようお願いいたします。

審査いただく車両は以上でございます。ご意見ご質問などはございませんでしょうか。

続きまして、「その他」に入りたいと思います。本日は西枇杷島警察署交通課長の堀野様にご出席いただいております。管内の放置車両の状況等につきまして、お話をいただけ

ればと思います。よろしく申し上げます。

●堀野委員

改めまして、おはようございます。

●各委員、事務局

おはようございます。

●堀野委員

ただ今ご紹介いただきました。西枇杷島警察署交通課長の堀野と申します。私の簡単な自己紹介をさせていただくのですが、昨年の11月28日に運転免許課から西枇杷島警察署の交通課長に赴任してまいりました。ちょうど2ヶ月程経った頃でございます。放置車両の情勢ということでございますが、署員並びに住民の方々から「ずっと止まっている車がいる。」、「タイヤがパンクしている。」、「車の中にゴミがたくさん積んである。」といったような報告があがってまいります。

放置車両というものは、放置しておくとなかなかいろいろな問題が生じてまいります。今回審議した車はナンバープレートが付いていましたが、車自体は走行できない、価値の無い車ばかりなのですが、ナンバープレートは外して犯罪に悪用といったことができます。実際に過去にもナンバープレートを外して、犯罪のための車に取り付けて犯罪を起こすといったこともございまして、車両を放置しますと、このような犯罪にもなりうるということでございます。

この放置車両にいろいろ理由はあると思います。所有者の人が「いらなくなった。」、「車検が切れた。」、「維持するお金がない。」というようなことで、そのあたりに放置するということがほとんどではないだろうかと思います。このような車を放置しておきますと、窓割れ理論というものがありますが、1台止まるとそこに放置しておけば良いのではないかと、また次から次へと車をそこへ放置するということが、非常にそれは放置できない大きな問題に発展していくということでございますので、私ども警察といたしましてもそのような車両の発見があれば、市とも連携しまして、適切に対処してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。以上でございます。

●葛谷会長

ありがとうございました。せっかくですので、ご質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、それでは事務局は他にありませんでしょうか。

●事務局

特にございません。

●葛谷会長

それではこれにて、「平成29年度清須市放置自動車廃物判定審査会」における議案は全て終了いたしました。皆様方のご協力により、円滑な進行ができました。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

●事務局

本日は慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。これをもちまして、「平成29年度清須市放置自動車廃物判定審査会」を終了いたします。お疲れ様でございました。

【閉会】

会 議 の 結 果

会議の経過に示したとおり
